

## 奈良県立大学附属図書館規程

### (趣旨)

第1条 この規程は、奈良県立大学学則（平成2年3月奈良県規則第33号）第43条の規定により、本学の附属図書館（以下「図書館」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

### (利用者の範囲)

第2条 図書館を利用することができる者は、次のとおりとする。

- (1) 本学の教職員
- (2) 本学の学生及び科目等履修生
- (3) 19歳以上の県内在住、在勤、在学の者（以下学外者という。）
- (4) その他附属図書館長（以下「館長」という。）が適当と認めた者

### (閲覧)

第3条 図書館の図書その他の資料（以下「図書等」という。）は、自由に閲覧することができる。

### (開館時間)

第4条 図書館の開館時間は、午前9時から午後8時までとする。

- 2 本学の春期・夏期・冬期休業期間中における開館時間は、前項の規定にかかわらず、午前9時から午後5時までとする。
- 3 館長は、必要があると認めるときは、前2項の規定にかかわらず開館時間を臨時に変更することができる。

### (休館日)

第5条 図書館の休館日は、次のとおりとする。

- (1) 土・日曜日
  - (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
  - (3) 開学記念日
  - (4) 12月28日から翌年1月4日まで
- 2 館長は、必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、臨時に休館することができる。

### (図書等の区分)

第6条 図書等は、次のとおり区分する。

- (1) 一般図書
- (2) 指定図書
- (3) 貴重図書
- (4) 参考図書（百科事典、辞書、統計及び地図類）
- (5) 一般資料（逐次刊行物、パンフレット及び新聞類）
- (6) 特殊資料（視聴覚資料）

(図書等の貸出)

第7条 図書等(次に掲げるものを除く。)は、所定の手続きを経て、貸し出すことができる。

- (1) 貴重図書
- (2) 参考図書
- (3) その他館長が指定した図書等

(貸出期間及び貸出冊数)

第8条 貸出期間及び貸出冊数は、次のとおりとする。

- (1) 本学の教員

ア 一般図書	2ヶ月	20冊
イ 指定図書・補助教材	2週間	5冊
ウ 雑誌	3日間	10冊

- (2) 本学の学生及び科目等履修生

- |                |     |
|----------------|-----|
| ア 一般・指定図書・補助教材 | 2週間 |
| イ 雑誌           | 3日間 |

ア・イを合わせて10冊

なお、本学の春期・夏期・冬期休業時におけるアの貸出期間及び貸出冊数は、休業期間中ア・イを合わせて10冊とする。また、4年次におけるアの貸出期間は1ヶ月、イの貸出期間は3日間、貸出冊数はア・イを合わせて10冊とする。

- (3) 本学の職員

- |                |     |
|----------------|-----|
| ア 一般・指定図書・補助教材 | 2週間 |
| イ 雑誌           | 3日間 |

ア・イを合わせて5冊

- (4) 学外者(貸出利用登録者)

一般図書のみ 2週間 5冊

2 館長は、特に必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、別に定めることができる。

(貸出者の遵守事項)

第9条 図書等の貸出を受けた者は、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 返却期日を厳守すること
- (2) 図書等を他人に転貸しないこと
- (3) 図書等を紛失し、又はき損しないこと

(図書等の返却)

第10条 図書等の貸出を受けた者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、直ちに当該図書等を返却しなければならない。

- (1) 本学の教職員にあっては、転退職した場合
- (2) 本学の学生及び科目等履修生にあっては、転退学、休学若しくは卒業又は退学に処せられた場合

(図書等の複写)

第11条 学習、調査、研究等を目的として、かつ、著作権法（昭和45年法律第48号）に違反しない場合に限り、所定の手続を経て、図書等の複写を行うことができる。

(入館者心得)

第12条 図書館に入館する者は、筆記用具等を除き、その他の所持品を持ち込んで서는ならない。

2 図書館においては、秩序を守らなければならない。

(損害賠償)

第13条 図書等を紛失し、又はき損した者は、当該図書等と同一の図書等又はそれに相当する金額を弁償しなければならない。

(図書等の寄贈)

第14条 図書館に図書等の寄贈の申し出があったときは、これを受けることができる。

(図書等の相互貸借)

第15条 館長は、必要があると認めるときは、他の大学、大学共同利用機関、公共図書館等と連携を図り、図書等の相互貸借を行うことができる。

(その他)

第16条 この規程に定めるものの他、図書館に関し必要な事項は、館長が定める。

附 則

この規程は、平成2年4月1日から施行する。

この規程は、平成5年4月1日から施行する。

この規程は、平成9年4月1日から施行する。

この規程は、平成12年4月1日から施行する。

この規程は、平成13年4月1日から施行する。

この規程は、平成15年4月1日から施行する。

この規程は、平成18年10月1日から施行する。

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

この規程は、平成24年4月1日から施行する。